

建築基準法における圧縮水素貯蔵量制限の適用除外に向けた検討の方向性について

令和7年3月19日

国土交通省 住宅局 市街地建築課

- 今般の圧縮水素貯蔵施設の貯蔵量緩和の提案に対しては、高压ガス保安法の体系において貯蔵量に関わらず敷地外に対する安全性を確保する（敷地外の物件への離隔距離を求めない）保安基準が整備されることを前提に、当該保安基準への適合を求めることにより、周辺市街地の安全性を確保し、現行の貯蔵量上限の適用を除外することを検討する。
- なお平成26年に、都市型圧縮水素スタンドについて、上記の考え方にに基づき用途規制の貯蔵量上限を適用除外したところ。

＜今後の検討の進め方＞

福島県・浪江町、
北海道・札幌市に
おける特例許可の事例

参考とする

高压ガス保安法において検討・明示される
保安基準を遵守した場合の
周辺市街地への影響（安全性等）を評価

検討のベースとする

経済産業省において
圧縮水素貯蔵・消費設備に対する保安基準の検討

圧縮水素貯蔵・処理施設に対して
貯蔵量上限の適用を除外できるか
（適用除外できる条件）を検討

適用除外が可能と
結論づけられた場合、
上限の適用を除外

（参考：用途規制上の検討の観点）

- 各用途地域ごとの原則の貯蔵量制限を超えて危険物を貯蔵する必要がある場合に、これを許容するには、地域におけるその受容性を高めるため、
 - ・安全性の観点で、周辺市街地へ及ぼす影響を低減するための措置が必要。
 - ・周辺の交通量や騒音等への影響の観点で、周辺市街地の環境を害さないような配慮が必要。

(参考)圧縮水素スタンドに係る用途規制の合理化

「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)」(抜粋)

○市街地に設置される水素スタンドにおける水素保有量の増加

市街地における圧縮水素スタンドの整備が促進されるよう、かかる水素スタンドにおける圧縮ガスの貯蔵量について、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ、上限の撤廃につき検討し、結論を得る。

【平成25年度検討・結論、結論を得次第措置】

【従 前】

- 建築基準法では、圧縮水素スタンドに貯蔵される圧縮水素ガスについて、用途地域ごとに貯蔵量を規制している。

	第1・2種低層 住居専用地域 第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域 第1・2種 住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域
圧縮水素ガスの貯蔵	原則×	○ 350m ³ 以下	○ 700m ³ 以下	○ 3500m ³ 以下	○ 上限無し

- 高圧ガス保安法に基づき、市街地に設置される圧縮水素スタンドについては、万が一、火災等が生じた場合でも、敷地外に影響を及ぼさないための基準が整備されており、安全性が確保されている。

「規制改革実施計画」等を踏まえ、平成26年6月に建築基準法施行令を改正し、高圧ガス保安法に基づき安全性が確保されている圧縮水素スタンド等については、建築基準法に基づく圧縮水素に係る貯蔵量の上限を撤廃した。